

令和4年2月市議会定例会 環境経済委員会資料

第55号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第25号）

〔文化観光部所管分〕

【目次】	(予算説明書頁)	(資料頁)
1 新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について	—	1
2 国・県・市の観光事業者支援の役割分担と取組みについて	—	2

[7款 商工費]

7・1・4 観光費

1 観光振興対策費

1 事業持続化支援金（宿泊事業者）	14～15	3～5
2 事業持続化支援金（端島航路事業者）	14～15	6～8
3 事業持続化支援金（観光バス事業者）	14～15	9～11

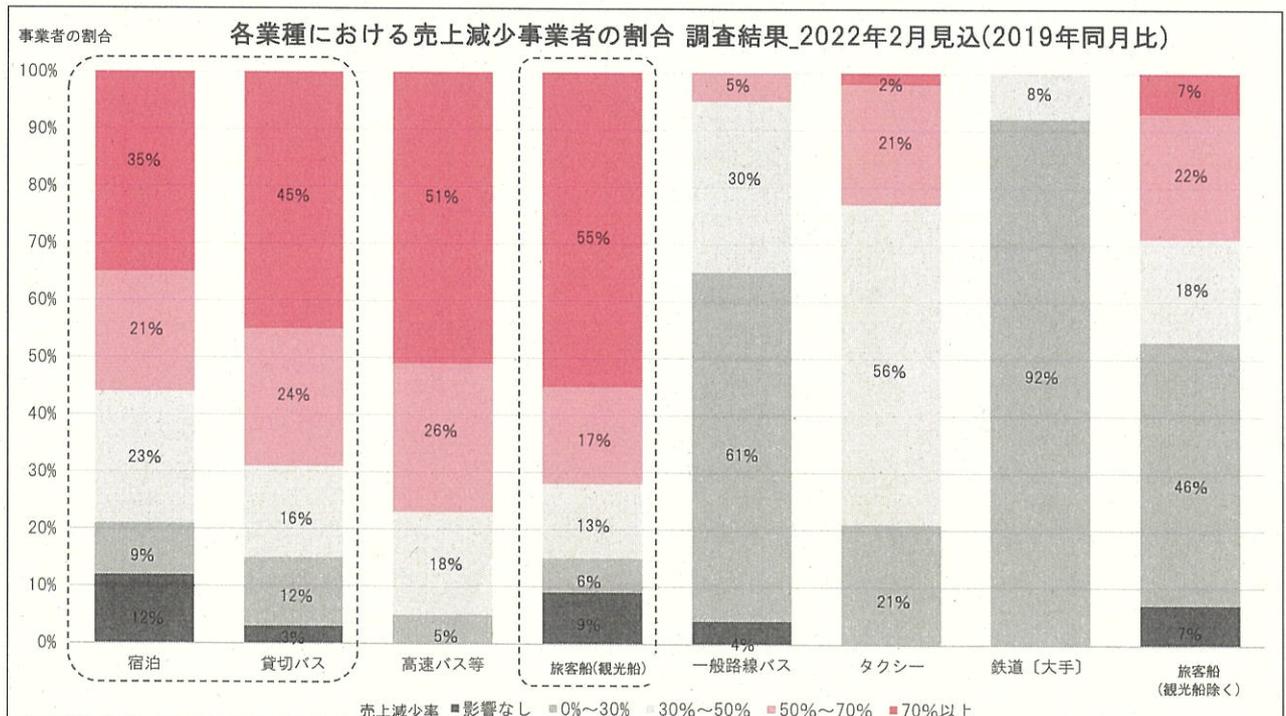
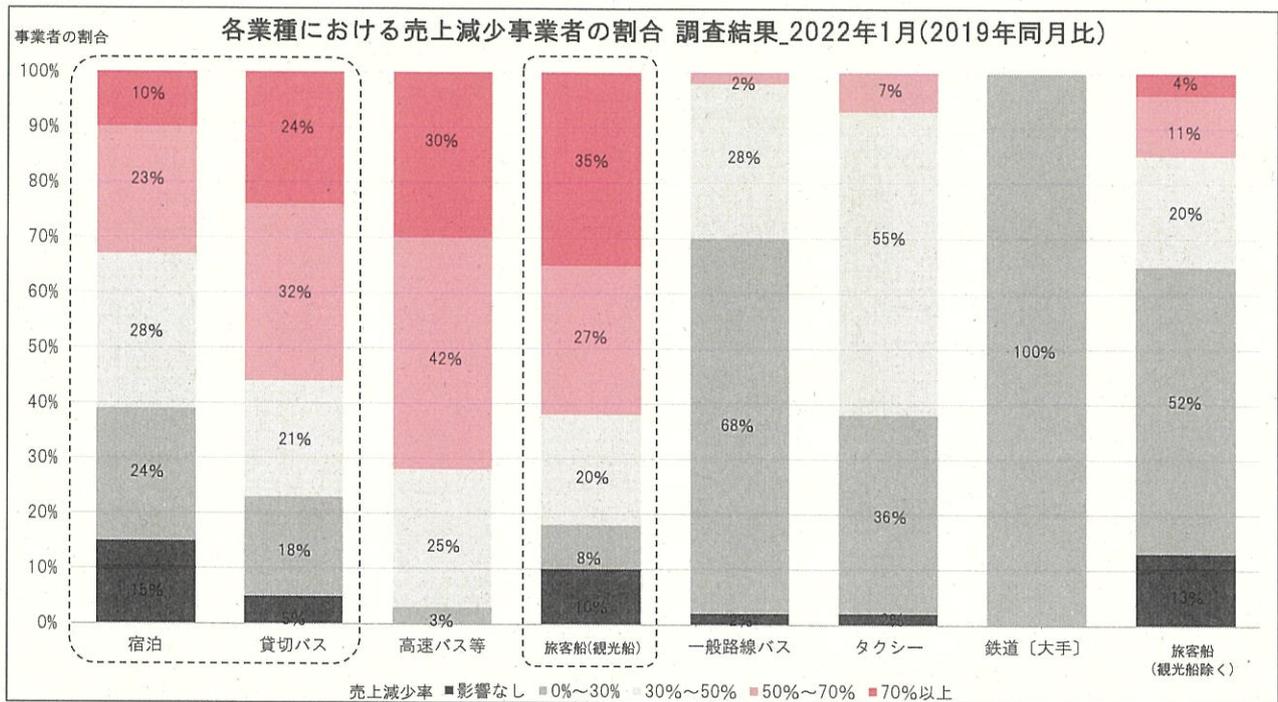
文化観光部  
令和4年3月



# 1 新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について

- **宿泊、貸切バス**、高速バス等、**旅客船(観光船)**事業者においては、オミクロン株の感染拡大等の影響から、2022年1月の売上額が、2019年同月と比較し、**30%以上減少した事業者が6割以上**を占めていた。
- 2022年2月の売上額が、2019年同月比で**30%以上減少する見込み**であると回答した宿泊、貸切バス、高速バス等、旅客船(観光船)事業者は**約8割**となっており、今後も厳しい状況が見込まれる。

データ元：国土交通省「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について」



2 国・県・市の観光事業者支援の役割分担と取組みについて

		2019 (令和元)年度		2020 (令和2)年度												2021 (令和3)年度												2022 (令和4)年度							
事業等	時期	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月					
						★4/6~5/31 市観光施設等を供用停止 ★4/16~5/31 全国に緊急事態宣言												★4/28~6/7 市観光施設等を供用停止 ★5/8~6/7 県独自の緊急事態宣言 ★8/10~9/12 市観光施設等を供用停止 ★8/19~9/12 県独自の緊急事態宣言 ★8/27~9/12 まん延防止等重点措置適用												★1/21~2/20 市観光施設等を供用停止 ★1/21~3/6 まん延防止等重点措置適用					
(1) 国・県・民間のキャンペーン等																																			
国	Go toトラベルキャンペーン													7/22~開始 12/28~停止 対象：全国 内容：旅行代金の35%を宿泊割引、15%を地域限定クーポンとして支援（上限2万円/泊）												再開 未定			都道府県に移管						
	事業者給付金																																		
		事業化給付金（全業種：1~12月） （法人最大200万円・個人最大100万円）												月次支援金（全業種：4~9月分） 緊急事態措置・まん延防止措置の影響が条件												事業復活支援金（全業種：11~3月） （中小法人最大250万円・個人最大50万円）									
県	宿泊キャンペーン	"ふるさと再発見の旅" 県民対象：8万人泊分 6/1~7/31														"ふるさとで"心呼吸の旅" 県民対象：7万人泊分 3/8~4/22																			
		"ながさき癒し旅" 全国対象：14万人泊分 6/19~7/31														"ふるさとで"心呼吸の旅" 県民対象：50万人泊分 4/15~4/22														7/31~再開 ~ 8/10~再停止 9/25~再開 12/15~ 隣県に対象を拡大 1/24~ 再々停止					
	観光地のステップアップ	観光地受入態勢ステップアップ事業 雇用確保・受入態勢強化の取組み支援																																	
(2) 長崎市の主な事業スケジュール																																			
市	主な新規施設・イベントのスケジュール	★長崎開港450周年 ★11/20~21長崎開港フェスタ450 ★10/29 恐竜博物館オープン ★11/1 出島メッセ長崎オープン ★11/19世界夜景サミット in長崎開催 ★1/25日本夜景サミットin札幌																																	
(3) 新型コロナウイルス感染症に対する観光振興事業（主な事業）																																			
ア 新型コロナウイルス感染症への対応																																			
(ア) 感染症拡大防止効果の最大化																																			
a 新しい生活様式の定着																																			
	team NAGASAKI SAFETYの推進	宿泊施設から開始 業種を観光施設・交通事業者に拡大(2月補正) 〔予算額〕3,138千円 ★長崎県の参画により宿泊施設・飲食を県下一斉の取組みに拡大																																	
	新しい長崎の旅ガイドブック	安心して訪れられる観光地として、情報発信																																	
	「新しい生活様式」対応型イベント開催費補助金	当初募集分(9月補正) 〔予算額〕20,000千円 追加募集分(11月補正) 〔予算額〕20,000千円																																	
(イ) 社会経済への影響の最小化																																			
a 地域経済の活性化																																			
	お得に泊まって長崎市応援キャンペーン事業費	第1弾(6・9月補正) 〔予算額〕151,052千円												第2弾(9月補正) 〔予算額〕150,044千円												4/30 終了									
	WELCOME TO NAGASAKIキャンペーン事業	宿泊3,000円+飲食・土産1,000円のクーポンを1,500円で5万枚販売												宿泊3,000円+土産・体験500円のクーポンを1,500円で6万枚販売												6月補正において組替			全国対象 5,000円の宿泊割引×5万泊						
b 社会活動や市民生活の維持・回復																																			
	事業持続化支援金 (宿泊事業者・端島航路事業者・観光バス)	事業持続化支援金(専決処分) 〔予算額〕231,990千円 (内容) 最大300万円 宿泊：174件(219,340千円) 観光船：5件(7,650千円) バス：2件(5,000千円)												事業持続化支援金(6月補正) 〔予算額〕184,870千円 (内容) 最大200万円 宿泊：250件(173,899千円) 観光船：5件(5,041千円) バス：4件(5,930千円)												事業持続化支援金(今回補正分) 〔予算額〕200,484千円 (内容) 最大210万円 宿泊：262件(188,966千円) 観光船：5件(5,292千円) バス：4件(6,226千円)									
イ ポストコロナ社会を見据えた対応																																			
(ア) ポストコロナ社会に対応した都市へのレベルアップ																																			
a 将来を見据えた社会基盤・経済基盤への投資																																			
	交通事業者連携事業(デスティネーションキャンペーン)	プレ開催																																	
	観光地域づくり推進費(DMO推進費)	有償ガイド育成等(9月補正) 〔予算額〕22,240千円												ポストコロナプロモーション等(11月補正) 〔予算額〕48,105千円												DXの推進等(1月補正) 〔予算額〕126,946千円									
	出島メッセ長崎の整備	建設												開業準備												開業									

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
頁	款	項	目	番号		
14 ～ 15	7 商工費	1 商工費	4 観光費	1-1	事業持続化支援金 (宿泊事業者)	188,966 千円

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大（第6波）により、長崎市においては、1月中旬頃から新規感染者数が急速に拡大し、また、1月21日からは、まん延防止等重点措置が長崎市に適応されたことに伴い市内への移動自粛要請もあっており、観光需要が大きく落ち込み、宿泊事業者は深刻な影響を受けている。

今後、滞在型観光を推進するうえで非常に重要な役割を果たす宿泊事業者の経営を迅速に支援するため、長崎市内で営業する宿泊事業者に対し支援金を給付するもの。

## 2 事業内容

### (1) 対象施設

次のアもしくはイに該当するもの。

ア 長崎市内で旅館業法の許可を得て営業するホテル（シティホテル、ビジネスホテル、レジャーホテル、リゾートホテルなど）・旅館及び簡易宿所（以下「ホテル・旅館等」）で、次に該当しないもの。

- ・研修施設又は福利厚生施設であるもの。
- ・2022年1月21日以降に旅館業の営業許可を受けたもの。
- ・新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設として供されているもの。

イ 長崎市内に所在する住宅において、長崎県知事へ住宅宿泊事業法の届出を行い、住宅宿泊事業（以下「民泊施設」）を営み、次の事項に該当しないもの。

- ・2022年1月21日以降に届出を行ったもの。

### (2) 申請要件

ア 新型コロナウイルス感染症（第6波）の影響による観光需要の減少に伴い、売上が減少し、次のいずれかに該当すること。

(ア) 3年以上継続して事業を行っている方

原則として、2022年1月～3月の任意の1か月の売上が2019年同月に比して20%以上減少していること。

(イ) 業歴が3か月以上3年未満の事業者又は単純な売上比較が困難な方

2022年1月～3月の任意1か月の売上が、2019年1月以降で任意の連続する2ヶ月の売上の平均と比して20%以上減少していること。

イ 法人及び事業を行っている個人にあつては、2020年1月までに納期が到来している市税を滞納していない者。ただし、2020年1月までに納期が到来した市税の滞納がある者についても、地方税法第15条第1項の規定による徴収猶予又は同法第15条の6の規定による換価の猶予を受けている者は対象とする。

ウ 事業者が次の事項に該当しないこと。

暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者

(3) 支援金の主な活用例

- ・ 宿泊施設を維持・管理するための経費（光熱水費・人件費・家賃等）
- ・ 宿泊施設内における衛生管理対策費
- ・ 宿泊施設におけるサービス向上及び施設の機能向上に係る経費

(4) 支援金額

ア ホテル・旅館等

- ・ 支援金額：収容人員 1 人あたり 21,000 円  
(計算方式) 収容人員 × 21,000 円 = 支援金額
- ・ 上限額：2022 年 1 月～3 月のうち最も減収額の大きい月（対比 20%以上）の減収額 × 2 か月分が上限で、最大 2,100,000 円

イ 民泊施設

- ・ 支援金額：収容人員 1 人あたり 21,000 円  
(計算方式) 収容人員 × 21,000 円 × 1/2 = 支援金額
- ・ 上限額：2022 年 1 月～3 月のうち最も減収額の大きい月（対比 20%以上）の減収額 × 2 か月分 × 1/2 が上限で、最大 1,050,000 円

民泊においては、年間の営業日数が 180 日以下という制限があるため、ホテル・旅館等の算定方法に基づいたうえで、さらに、算定した額を 2 分の 1 にした額を支援金額とし、上限額は 1,050,000 円とする。

なお、同一所在地で複数の住宅の届出を行い営業している者（同一ビルの違う部屋でそれぞれ届出を行っている者）においては、算定期間で合計し、比較する。

	令和 2 年度 [1 回目]	令和 3 年度 [2 回目]	令和 3 年度 [今回]
支給年度	緊急事態宣言 4/16～ 県境を越える移動制限 6/18 (64 日間)	長崎市内への移動自粛 4/28～6/7 (41 日間)	まん延防止措置 1/21～ 終了 (見込) 3/6 (45 日間)
比較対象となる期間	平成 31 年 ⇔ 令和 2 年 3～5 月 任意 1 か月の同月比較で 20%以上減収	平成 31 年 ⇔ 令和 3 年 4～6 月 任意 1 か月の同月比較で 20%以上減収	平成 31 年 ⇔ 令和 4 年 1～3 月 任意 1 か月の同月比較で 20%以上減収
支援金額	@30,000 円 ※1 × 収容人員	@20,000 円 (≒30 千円 × 41/64) × 収容人員	@21,000 円 (≒30 千円 × 45/64) × 収容人員
上限額 ※2	3,000 千円	2,000 千円	2,100 千円

※ 1 支援金額の単価 30,000 円の考え方

長崎市内における宿泊 1 泊あたりの平均単価 = 7,000 円 . . . . . (ア)  
 GOP (営業総利益 (純粹に運営の成果を表す利益)) 率 = 7.7% . . . . . (イ)  
 収容人員 1 人/日あたりの支援金 (ア) × (イ) = 539 円  
 支援金単価 539 円 × 64 日 × 85% (期待稼働率) = 29,321 円 ≒ 30,000 円

※ 2 上限額の考え方

旅館業法による届け出をしている旅館・ホテル (簡易宿所除く) の平均収容人員が 97 人であることから、100 人相当を上限額とした。

### 3 事業費

(1) 支援金 188,811,000円・・・ア

種別	件数(件)	支援金額(円)
ホテル・旅館等	214	184,779,000
民泊施設	48	4,032,000
合計	262	188,811,000

(2) 事務費(振込手数料・郵送料) 155,000円・・・イ

合計(ア+イ) : 188,966,000円

### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 188,966	千円 188,966	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独分)

### 5 事業実施の必要性とその効果

#### (1) 必要性

新型コロナウイルス感染症の第6波の拡大により、まん延防止等重点措置が長崎市に適応され全国的に旅行者・出張者の自粛が相次ぎ、宿泊客は激減し、宿泊事業者は深刻な影響を受け、経営が厳しい状況にある。滞在型観光にとって、宿泊事業者は非常に重要な役割を担うものであり、感染症収束後の観光需要の回復を見据え、長崎市の今後の観光振興のためにも宿泊事業者の経営を維持することが必要である。

#### (2) 効果

ア 経済対策として支援金を交付することで、厳しい経営状況にある宿泊事業者の経営を支援することができる。

イ 宿泊施設の受入環境の充実等、サービス向上が図られ、宿泊者の満足度が向上する。

### 6 繰越明許費

金額		財源内訳			
		国庫支出金※	県支出金	地方債	一般財源
6月補正額	千円 173,760	千円 173,760	千円 -	千円 -	千円 -
2月補正額	千円 188,966	千円 188,966	千円 -	千円 -	千円 -
予算現額	千円 362,726	千円 362,726	千円 -	千円 -	千円 -
繰越明許費	千円 188,966	千円 188,966	千円 -	千円 -	千円 -

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独分)

### 7 繰越理由

事業者が申請のために要する期間を確保する必要があることから、年度内の事業完了が困難であるため

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
頁	款	項	目	番号		
14 と 15	7 商工費	1 商工費	4 観光費	1-1	事業持続化支援金 (端島航路事業者)	5,292 千円

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大（第6波）により、長崎市においては、1月中旬頃から新規感染者数が急速に拡大し、また、1月下旬からは感染症拡大に伴い市内への移動自粛要請もあっており、観光需要は大きく落ち込み、観光関連事業者は深刻な影響を受けている。

このような中、長崎の観光業にとって重要な役割を果たす端島上陸観光を行う事業者の経営を迅速に支援するため、同事業者に対し、支援金を交付するもの。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業者

長崎市端島見学施設条例第5条に基づき係船の許可を受けている事業者（端島上陸観光を行う船会社5事業者）

### (2) 申請要件

ア 2022年1月から3月までの任意の1ヶ月の売上が、2019年同月に比して20%以上減少していること。

イ 次のいずれにも該当しないこと

(7) 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者

(イ) 令和2年1月までに納期が到来している市税を滞納している者。ただし、地方税法第15条第1項の規定による徴収猶予又は同法第15条の6の規定による換価の猶予を受けている者を除く。

(ウ) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体

### (3) 支援金の主な活用例

ア 事業継続に必要な固定経費（光熱水費・人件費等）

イ 観光船内や関連施設における衛生管理対策費

ウ 観光船のサービス向上（ハード・ソフト）に係る経費

(4) 支援金額等

ア 計算方式 保有最大船舶定員数×7,000円 =支援金額 (上限2,100,000円)

※定員は船員(安全誘導員含)を除く。

	令和2年度 [1回目]	令和3年度 [2回目]	令和3年度 [今回]
支給年度	緊急事態宣言 4/16~ 県境を越える移動制限 6/18 (64日間)	長崎市内への移動自粛 4/28~6/7 (41日間)	まん延防止措置 1/21~ 終了(見込) 3/6 (45日間)
比較対象 となる期間	平成31年⇔令和2年3~5月 任意1か月の同月比較で20% 以上減収	平成31年⇔令和3年4~6月 任意1か月の同月比較で20% 以上減収	平成31年⇔令和4年1~3月 任意1か月の同月比較で 20%以上の減収
支援金額	@10千円※1 ×保有最大船舶定員数	@6,666円 (≒10千円×41/64) ×保有最大船舶定員数	@7,000円 (≒10千円×45/64) ×保有最大船舶定員数
上限額※2	3,000千円	2,000千円	2,100千円

※1 支援金額の単価10,000円の考え方

軍艦島上陸ツアー参加料 大手2社平均額:6,100円(大人)…①

期待稼働率:85%…②

端島ドルフィン桟橋接岸枠:2便/日(社)…③

①×②×③≒10,000円/定員

※2 上限額の考え方

事業存続にあたって1か月に要する経費について、事業者にもモニタリングを実施し、上限額を設定した。

イ 想定支援金額

航路事業者名(定員数)	積算額	想定支援金額
A社(225人)	1,575,000円	1,575,000円
B社(192人)	1,344,000円	1,344,000円
C社(203人)	1,421,000円	1,421,000円
D社(116人)	812,000円	812,000円
E社(20人)	140,000円	140,000円
(想定)合計額	5,292,000円	5,292,000円

(5) 支払方法

対象者から申請書を受付け、内容を確認後、申請者の口座へ振り込む。

3 事業費

支援金:5,292千円

#### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,292	千円 5,292	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独分）

#### 5 事業実施の必要性とその効果

##### (1) 必要性

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大により、市有観光施設を休館する等、感染症拡大防止対策を講じた結果、観光関連事業者は深刻な打撃を受けている。

観光業にとって、端島上陸観光事業者は非常に重要な役割を担うものであり、感染症収束後の観光需要の回復を見据え、長崎市の今後の観光振興のためにも、経営を維持することが必要である。

##### (2) 効果

支援金を交付することで、厳しい経営状況にある端島上陸観光事業者の経営を支援し、ポストコロナに向けた観光受入体制を維持することができる。

#### 6 繰越明許費

金額		財 源 内 訳			
		国庫支出金※	県支出金	地方債	一般財源
6月補正 予算額	千円 5,041	千円 5,041	千円 —	千円 —	千円 —
2月補正 予算額	千円 5,292	千円 5,292	千円 —	千円 —	千円 —
予算現額	千円 10,333	千円 10,333	千円 —	千円 —	千円 —
<b>繰越明許額</b>	千円 5,292	千円 5,292	千円 —	千円 —	千円 —

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独分）

#### 7 繰越理由

事業者が申請のために要する期間を確保する必要があることから、年度内の事業完了が困難であるため。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
頁	款	項	目	番号		
14 ～ 15	7 商工費	1 商工費	4 観光費	1-1	事業持続化支援金 (観光バス事業者)	6,226 千円

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大（第6波）により、長崎市においては、1月中旬頃から新規感染者数が急速に拡大し、また、1月下旬からは感染症拡大に伴い市内への移動自粛要請もあっており、観光需要は大きく落ち込み、観光関連事業者は深刻な影響を受けている。

このような中、長崎の観光業にとって重要な役割を果たす観光バス事業者の経営を迅速に支援するため、長崎市内に本社を置く観光バス事業者に対し、支援金を交付するもの。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業者

道路運送法第4条に基づく許可を受けており、長崎市内に本社を置く観光バス事業者（4事業者）。

### (2) 申請要件

ア 2022年1月から3月までの任意の1ヶ月の売上が、2019年同月に比して20%以上減少していること。

#### イ 次のいずれにも該当しないこと

(7) 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者

(4) 令和2年1月までに納期が到来している市税を滞納している者。ただし、地方税法第15条第1項の規定による徴収猶予又は同法第15条の6の規定による換価の猶予を受けている者を除く。

(7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体

### (3) 支援金の主な活用例

ア 事業継続に必要な固定経費（光熱水費・人件費等）

イ 観光バス内における衛生管理対策費

ウ 観光バスのサービス向上（ハード・ソフト）に係る経費

(4) 支援金額等

ア 計算方式 保有観光バス総定員数×1,400円＝支援金額（上限2,100,000円）

※定員は、運転手・添乗員及び補助席を除く。

	令和2年度〔1回目〕	令和3年度〔2回目〕	令和3年度〔今回〕
支給年度	緊急事態宣言 4/16～ 県境を越える移動制限 6/18 (64日間)	長崎市内への移動自粛 4/28 ～6/7 (41日間)	まん延防止措置 1/21～ 終了（見込）3/6 (45日間)
比較対象 となる期間	平成31年⇔令和2年3～5月 任意1か月の同月比較で20% 以上減収	平成31年⇔令和3年4～6月 任意1か月の同月比較で20% 以上減収	平成31年⇔令和4年1～3月 任意1か月の同月比較で20% 以上の減収
支援金額	@2,000円※1 ×保有観光バス総定員数	@1,333円 (≒2千円×41/64) ×保有観光バス総定員数	@1,400円 (≒2千円×45/64) ×保有観光バス総定員数
上限額※2	3,000千円	2,000千円	2,100千円

※1 支援金額の単価2,000円の考え方

市内観光バスツアー乗車料金 長崎バス観光催行：4,290円（大人）…①

期待稼働率：50%…②

①×②＝2,145円≒2,000円/定員

※2 上限額の考え方

事業存続にあたって1か月に要する経費について、事業者にモニタリングを実施し、上限額を設定した。

イ 想定支援金額

観光バス事業者名（定員数）	積算額	支援金額
A社（1,665人）	2,331,000円	2,100,000円
B社（723人）	1,012,200円	1,012,200円
C社（842人）	1,178,800円	1,178,800円
D社（1,382人）	1,934,800円	1,934,800円
合計額	6,456,800円	6,225,800円

(5) 支払方法

対象者から申請を受け、内容を確認後、申請者の口座へ振り込む。

3 事業費

支援金：6,226千円

#### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 6,226	千円 6,226	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独分）

#### 5 事業実施の必要性とその効果

##### (1) 必要性

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大により、市有観光施設を休館する等、感染症拡大防止対策を講じた結果、観光関連事業者は深刻な打撃を受けている。

観光業にとって、観光バス事業者は非常に重要な役割を担うものであり、感染症収束後の観光需要の回復を見据え、長崎市の今後の観光振興のためにも、経営を維持することが必要である。

##### (2) 効果

支援金を交付することで、厳しい経営状況にある観光バス事業者の経営を支援し、ポストコロナに向けた観光受入体制を維持することができる。

#### 6 繰越明許費

金額		財 源 内 訳			
		国庫支出金※	県支出金	地方債	一般財源
6月補正 予算額	千円 5,930	千円 5,930	千円 —	千円 —	千円 —
2月補正 予算額	千円 6,226	千円 6,226	千円 —	千円 —	千円 —
予算現額	千円 12,156	千円 12,156	千円 —	千円 —	千円 —
繰越明許額	千円 6,226	千円 6,226	千円 —	千円 —	千円 —

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独分）

#### 7 繰越理由

事業者が申請のために要する期間を確保する必要があることから、年度内の事業完了が困難であるため。